

旭川市子ども・子育て審議会
平成29年度第4回就学前教育及び保育についての
各種基準の見直しに関する専門部会議事録

- 1 日 時 平成29年12月8日(金) 18:30~20:00
- 2 場 所 旭川市保健所棟1階 講座室
- 3 出席委員 佐々木委員, 佐藤委員, 武田委員, 藤原委員, 宮崎委員(50音順)
(欠席委員) なし
- 4 事務局 子育て支援部
こども育成課 飯森課長, 金主幹
こども育成係 田上係長
保育給付係 上田係長 乙坂主査
こども事業係 工藤係長, 新井主査, 片岡
- 5 傍聴者 0名
- 6 議事概要

【議事】

(1) 調査審議

- ①特別支援保育事業の見直しについて(保護者の同意の無い場合の再検討内容について)
※事務局より資料1に基づき, 見直しの内容について説明

(委員) 平成30年度のスタートが年度の途中になるため, 職員の確保がタイトになってしまう。

保護者同意がない状態で職員の加配をしてクラスを運営していたが, 結局, 保護者の同意を得られなかった場合, 加配職員をはずすとするとクラスの運営に支障をきたすので, 初年度においては特例として, 加配職員を外さなくて済むような取扱いを検討していただきたい。

再度, 保育の状況を確認したうえで特例的に加算を維持するような措置も必要となるのではないかと。

(事務局) 現在, 予算要求を行っているところだが, 協議を行って行きたい。

(委員) 年度途中環境が大きく変化してしまうのは子どもに大きな支障をきたすと思う。

(委員) 保護者に対して, 加算をつけてもらったことの良さを伝えながら同意をもらっていく必要はある。

(委員) 加配が入った後に同意を求められた場合, 保護者にとってみると, 加配が入ったのは自分の子どものためで, 自分の子どもがそういう目で見られていたという逆の捉え方をされる可能性があるのではないかと。

(委員) 最初に同意を得る段階で、個人情報提供の同意を得ることが出来なかった場合は、職員の加配について説明を行った上で、加配があったことの良さを伝えながら、この状態を続けるためには、保護者の同意が必要という説明をしていく必要がある

※「特別支援保育事業の見直しについて」は、事務局案のとおりとする。

②病児保育事業の利用料等の取扱いについて

※事務局より資料2に基づき、手続きの内容について説明

(委員) 病児・病後児保育において乳児を預かるとしたら、おむつや離乳食の取扱いはどうなるか。

病児保育を利用する保護者の状況を考慮すると、おむつなどを持参するのは難しいと思うが、利用料に含まれているのか、実費徴収をすべきなのか。

アレルギーのある子に対してはアレルギーを起こさない全部除去の給食を提供していくことも必要なのではないか。

(事務局) 食事については、学齢にもよるが提供が難しい場合はお弁当も可能としているが、病状やアレルギー等を考慮した上で給食を提供することを基本としたい。

おむつなどについても、持参を基本と想定しているが、必要に応じては実費での徴収も必要となると考えている。

食事の部分もあるため、事前登録によってアレルギーなど子どもの状況を把握する運用を原則的にはとっていく必要があると考えている。

※「病児保育事業の利用料等の取扱いについ」は、事務局案のとおりとする。

③就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する答申案について

※事務局より資料3に基づき、答申案について説明

○病児保育事業（病児対応型）に係る基準等の対応に関する答申案について

(委員) 1 ページ目の2 (2) 病児保育の予約を前日までにすることになっているが、いつ病気になるか分からないので予約を前日に行うことは無理なのではないか。

(委員) 利用予約及び利用登録という順番になっているが、順番が逆の方が良い

のではないか。

(事務局) 利用予約については、病児保育を利用した初日の子どもの状態や保護者の勤務状況から、翌日以降の病児保育の予約を行うといった場合を想定している。例えば、児童が病気になった初日に保護者が休みを取得できたものの、翌日以降にどうしても外せない仕事の予定がある場合には、本事業の事前予約を行って、利用登録を行うことも考えられる。

今回、事業の制度構築をするための資料となっているが、保護者向けの案内や各取組のマニュアル的なものについてはより具体化したものを用意する予定である。

※「病児保育事業（病児対応型）に係る基準等の対応に関する答申案」は、事務局案のとおりとする。

○余裕活用型一時預かり事業の答申案について

(委員) 「妊娠期から出産期までの切れ目の無い支援」という記載になっているが、「妊娠から出産・育児までの切れ目の無い支援」という表現に修正してはどうか。

(事務局) 御指摘のとおり修正させていただく。

※「余裕活用型一時預かり事業の答申案について」は、一部修正のうえ事務局案のとおりとする。

○特別支援保育事業の見直し及び幼稚園型一時預かり事業の見直しについての答申案について

(事務局) 本日、審議いただいた「特別支援保育事業の見直し」と第3回の本部会で審議いただいた「幼稚園型一時預かり事業の見直し」を併せた内容で答申とさせていただきたい。

答申については、『「特別支援保育事業の見直しについて」及び「一時預かり事業（幼稚園型）の見直しについて」の市の考え方は妥当である。

なお、加配認定の優先順位や保護者同意がない場合の運用方法及び相談・助言・療育等への接続などの支援方法について、引き続き検討が必要であると考える。』という趣旨で頂きたいと考えている。

(委員) 本日、意見のあった保護者同意のない場合の環境の変化を生じさせないための経過措置などは運用方法に含まれているということか。

(事務局) 「加配認定の優先順位や保護者同意のない場合の運用方法」という表現の中で御意見に対応をさせていただきたい。

※特別支援保育事業の見直し及び幼稚園型一時預かり事業の見直しについての答申案については文言等を部会長に一任し、事務局案のとおりとする。

○病児保育事業の利用料等の取扱いについての答申案について

(事務局) 答申については、『「病児保育事業の利用料等の扱いについて」の市の考え方は妥当である。

また、病児保育事業から病後児保育事業への連携を踏まえた連日の利用割引や、送迎サービスを利用する方としない方との公平性に配慮した利用料設定の考え方は適切である。』という趣旨で頂きたいと考えている。

※病児保育事業の利用料等の取扱いについての答申案については文言等を部会長に一任し、事務局案のとおりとする。

(2) その他

国の幼児教育無償化等の状況によっては年明けに審議いただく事項が生じる場合があるが、平成29年中の審議については終了となる旨報告し、平成29年度第4回就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する専門部会は終了となった。